

第三十六号議案

住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法関係手数料条例（平成十四年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加え、同条第一項中「第三十条の三十二第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を、「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「又は都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

附 則

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。以下「令和五年改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日（以下「公布日」という。）のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布日から施行する。

2 令和五年改正法の施行の日が、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に規定する日又は公布日のいずれか遅い日後となる場合には、同日から令和五年改正法の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正前の住民基本台帳法関係手数料条例第二条の規定の適用については、同条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報等」と、同条第一項中「第三十条の三十二第一項」とあるのは「第三十条の三十二第一項（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」

と、「都道府県知事保存本人確認情報」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報又は都道府県知事保存附票本人確認情報」とする。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)等の施行による住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の改正に伴い、都道府県知事保存附票本人確認情報の開示手数料の規定を設ける必要がある。